

平成20年6月20日

全国保険医団体連合会 御中

厚生労働省 保険局 医療課

日頃より保険診療に御尽力いただき、感謝申し上げます。

本年4月より実施されている平成20年度診療報酬改定において、患者に対する懇切丁寧な説明を評価する観点から、外来管理加算の見直しを行ったところですが、外来管理加算に係る議論を行った昨年12月7日中央社会保険医療協議会提出資料におけるグラフ資料について、貴会のホームページにおいては、「厚生労働省、調査データを不正流用。」と題し、あたかも当省が調査データを不正に使用しているかのような記載が見られました。

また、貴会が発刊する全国保険医新聞(2008年6月15日号)においては、「別件調査が『5分ルール』の根拠に」(カッコ内は全国保険医新聞記事より引用。本段落において以下同じ。)、「『概ね5分』根拠なし」との表題の下、当省が行った時間外診療に関する実態調査(以下「調査」という。)が「『今後の時間外の診療体制のあり方を検討するため』として」実施されたとし、「これを密かに、外来管理加算の時間要件という全く別の目的に使用したのは、明らかな不正行為であると考えられる。」と述べられています。

しかし、当省が行った調査については、医療機関に対し調査への協力を依頼する文書において、「今後の診療報酬改定の検討資料とする目的に…実施することとなりました。」とし、平成20年度診療報酬改定における検討で用いることを明確にして実施したものであり、調査の結果を外来管理加算の検討に用いることについては、何ら不正使用に当たるものでないことは明らかです。この点において、貴会のホームページの記載や、全国保険医新聞の記事には重大な誤りがあるものです。

さらに、全国保険医新聞の記事については、貴会からの情報公開請求に対し当省が開示した文書を基に執筆したものであることを明らかにしていますが、当該記事の中で開示決定資料から引用しているかのように記載している「『今後の時間外の診療体制のあり方を検討するため』」については、そもそも誤った開示資料の文言をそのまま用いて執筆しています。(正しくは前述のとおり「今後の診療報酬改定の検討資料とすることを目的に」です。)当初の開示資料について誤りのあった点については、当課担当より貴会事務局及び本件を担当される本田内科医院院長本田孝也氏に対し謝罪し、再三御説明した上で、訂正後の正しい開示決定資料をお渡しし、ご了解いただいたにもかかわらず、貴会はあえて訂正前の資料を基に記事を作成されました。これは、単なる事実誤認の域を超え、意図的に誤った情報を流布したものであると言わざ

るを得ません。

当課としては、貴会のこうした誤った情報発信に強く抗議し、貴会が誤りを認め、速やかにホームページを修正し、新聞及びホームページにおいて訂正文を掲載することを、ここに申し入れる次第であります。

まずは取り急ぎ、ここに書面をもって申し入れます。

以上

151-0053

東京都渋谷区代々木2-1

全国保險医団体連合

配達証明

5

御
中

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省

郵便番号 100-8916

電話番号 (5253) 1111 (大代表)

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

この封筒は



106-46-60789-3

エコマーク認定番号 00113044号

